



●「新型コロナウイルス」関連情報

GW明けも緊急事態宣言が延長されることになりました。感染者数は徐々に落ち着いてきたものの、まだまだ予断の許さぬ状況が続いております。

新型コロナ関連の助成金につきましては、次々に拡充や変更の通達等が出され、申請をご検討されている企業様におかれましてはそのご対応に苦慮されていることと思います。今号では、助成金関連情報を中心に、新型コロナに関する労務情報をお届け致します。

【雇用調整助成金】

・中小企業を対象とした拡充措置 (2020.5.1)

中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、**一定の要件を満たす場合は**、休業手当全体の助成率を**特例的に100%**とする。

・助成額の算定方法の大幅な簡素化へ (2020.5.6)

1. 小規模の事業主(概ね従業員20人以下)については、「実際の休業手当額」を用いて助成額が算定できるようになる。
※「実際に支払った休業手当額」×「助成率」＝「助成額」
2. 小規模の事業主以外の事業主についても、助成額を算定する際に用いる「平均賃金額」の算定方法が大幅に簡素化される。
(1)「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて1人当たり平均賃金を算定できることとする。
※源泉所得税の納付書における俸給、給料等の「支給額」及び「人員」の数を活用、1人当たり平均賃金(「支給額」÷「人員」)を算出する。
(2)「所定労働日数」を休業実施前の**任意の1か月をもとに算定**できることとする。

・生産指標の比較月関係の柔軟化 (2020.5.7)

<特例拡充内容>

1. 計画届を提出する月の**前月の生産指標と、その前々年同月の生産指標との比較も可能**
2. 下のa及びbいずれにも該当する場合、計画届を提出する月の前月の生産指標と、計画届を提出する月の前々月からさかのぼった1年間のうちの**適当な1か月との比較も可能**
 - a. 比較に用いる1か月はその期間を通して雇用保険被保険者を雇用している雇用保険適用事業所であること。
 - b. 事業の開始期・立ち上げ期であることなどの理由により、前年同期、前々年同期の生産指標と比較出来ない又は要件を満たさないこと。

【保険料関連】

・労働保険の年度更新の締切が8/31までに延長

労働保険の年度更新は、毎年6/1～7/10だが、新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえ、6/1～8/31に延長することを厚生労働省が公表

・社会保険料、労働保険料の納付猶予について

事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により「厚生年金保険料等の納付」「労働保険料等の納付」を1年間猶予することができる

今月の無料相談会

※5/14(木) 13:00 - 17:00に予定しておりました相談会は開催中止とさせていただきます。大変申し訳ございません。

※お電話やメールでのご相談は随時受付しておりますので、下記までご連絡下さい。

【その他】

●**持続化給付金** ～5/1から受付開始～

●**妊娠中の女性労働者の新型コロナ感染症に関する母性健康管理措置の新規定** ～5/7から適用～

～発行元～

えがお
ワークラボ

代表理事 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ:特定社労士1名、社労士2名、行政書士2名、職員10名>

〒600-8813 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館 3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【お問合先】 E-mail: nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)